

## 仕様書

件名	京都市共生社会推進室分室における産業廃棄物（廃プラスチック）収集運搬及び処理業務
予定数量	廃プラスチック（ペットボトル含む） 60リットル（月1回5リットルまで）
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 受託者の条件</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項及び第6項の許可（ただし、品目に「廃プラスチック類」を含むこと。）を京都市長又は京都府知事から受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に、産業廃棄物（廃プラスチック（ペットボトル含む。）の中間処理に関するものに限る。）が含まれていること。</p> <p>3 委託の内容</p> <p>京都市共生社会推進室分室から排出される産業廃棄物（廃プラスチック（ペットボトル含む。））の収集運搬及び処理。</p> <p>(1) 収集場所</p> <p>ア 排出事業場名称 京都市共生社会推進室分室</p> <p>イ 所在地 京都市右京区西院春栄町3-2</p> <p>(2) 収集日時 原則各月1回（第3金曜日、10時～12時頃。）とする。</p> <p>(3) 種類及び数量 廃プラスチック類（ペットボトル含む。）60リットル（月1回5リットルまで）。ただし予定量であり変動することがある。</p> <p>(4) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃プラスチック 再生資源化のため中間処理を行うこととする。</li><li>・ ペットボトル 再資源化のための中間処理を行うこととし、処理後物は有価により売却できる性状まで処理するよう努めること。</li></ul> <p>(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等 本業務の受託者は、収集運搬終了後10日以内にB2票を、処分</p>

終了後10日以内にD票を、最終処分終了後10日以内にE票をそれぞれ共生社会推進室に送付すること。

4 支払について

契約期間満了後、京都市の指定する方法により行う。

5 情報提供事項に変更があった場合の伝達方法

委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度について速やかに書面をもって通知する。

6 契約解除の際の未処理廃棄物の取扱いに関する事項

契約を解除しようとする際に、本契約に基づき引渡しを受けた産業廃棄物で未だ運搬及び処理業務を完了していないものがあるときは、双方の責任において当該産業廃棄物の運搬及び処理業務について、適切な措置を講じるものとする。

7 その他

(1) 収集運搬業務について

受託者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。

また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。

(2) 処理業務について

受託者は、本業務の契約に際し、受託者として仕様書にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。

また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。

ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地・処理方法・処理能力等）を必ず記載すること。

(3) 秘密の保持

受託者は、受託業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。

(4) 本仕様書に明記のない場合または疑義を生じた場合においては、速やかに京都市と協議すること。